

(高松矯正管区ロゴマーク)

再犯防止の視点から見た 高齢受刑者の現状等について



高松矯正管区 更生支援企画課

高松矯正管区 公認キャラクター



再犯ぼうし君・しえんちゃん

高松矯正管区 更生支援企画課の役割



更生支援企画課の担当業務



➡被収容者の**更生支援**に関する**企画・調整**に関すること
四国4県の矯正施設⇔**関係機関・地方公共団体**の間の**総合調整窓口**

なかでも

- 1 **地方公共団体**をはじめとする地域との連携強化に係ること
- 2 **関係省庁・民間団体(協力者)**との**連携**
※特に受刑者等の社会復帰支援に係る社会資源の開拓
➡ **居住支援・農福連携**を中心に

目指すは
再犯防止

ほかにも…社会復帰支援に係る関係団体との関係構築、
再犯防止に関わる広報 などに取り組んでいます。



矯正施設とは（刑務所・少年院・少年鑑別所など）

矯正施設

刑事施設

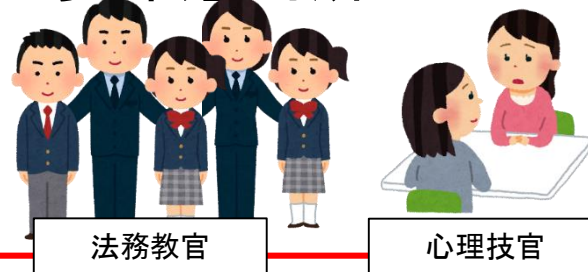
- 刑務所
- 少年刑務所
- 医療刑務所
- 拘置所



婦人補導院(1庁)が設置されていますが、売春防止法改正に伴い令和6年4月1日に廃止予定

少年施設

- 少年院
- 少年鑑別所



高松矯正管区と四国4県の矯正施設（刑務所・少年院・少年鑑別所など）

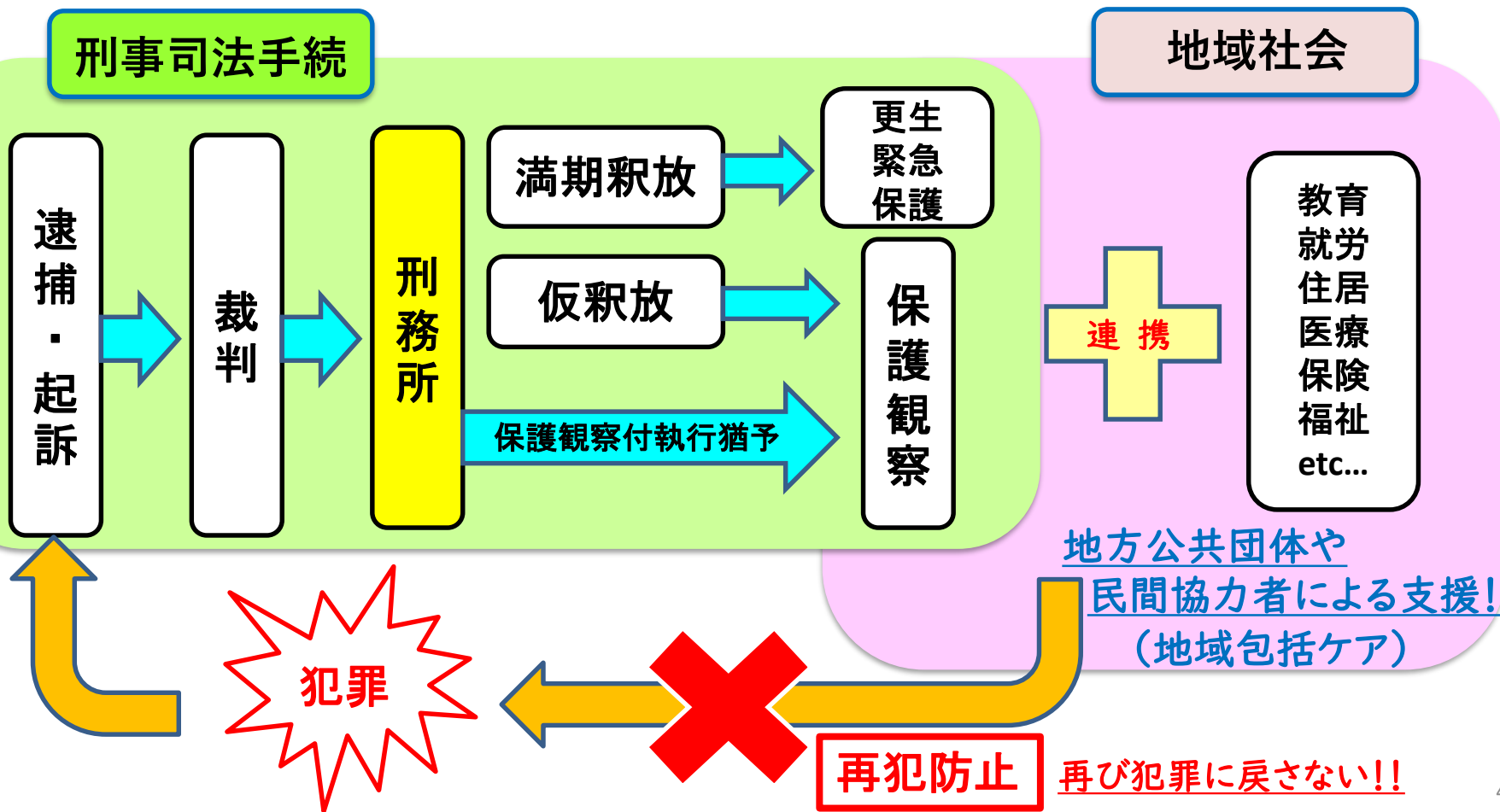


高松矯正管区は、刑務所や少年院などの適切な運営管理を図るために、全国8か所に設置された法務省の機関のひとつです。

四国4県には、刑務所（本所）が4施設あるほか、刑務支所1施設、拘置支所5施設、泊り込み作業場（大井造船作業場）1施設があります。

また、少年院3施設、少年鑑別所4施設があり、当管区は、これら合わせて管内合計18施設を管轄し、施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。

刑事司法手続の流れ（成人の場合）



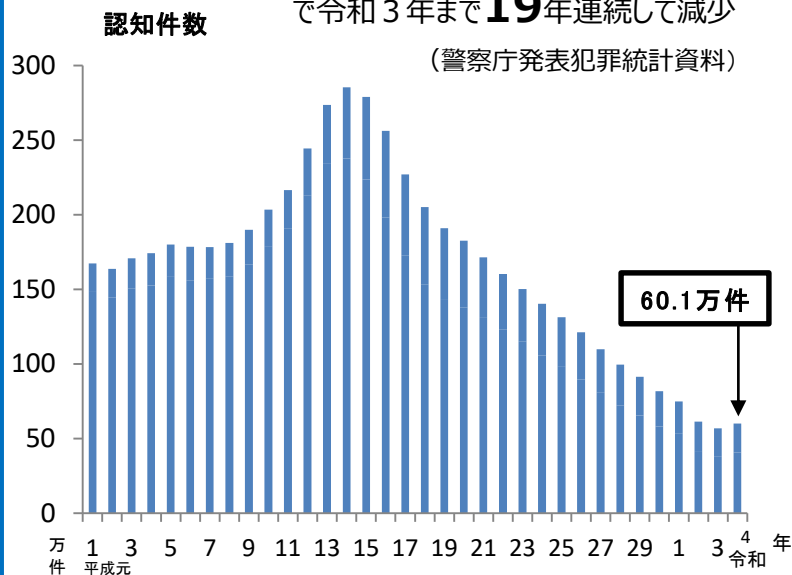
刑法犯認知件数と再犯者数（再犯者率）の関係

刑法犯認知件数

令和4年の刑法犯認知件数は

60万1千件

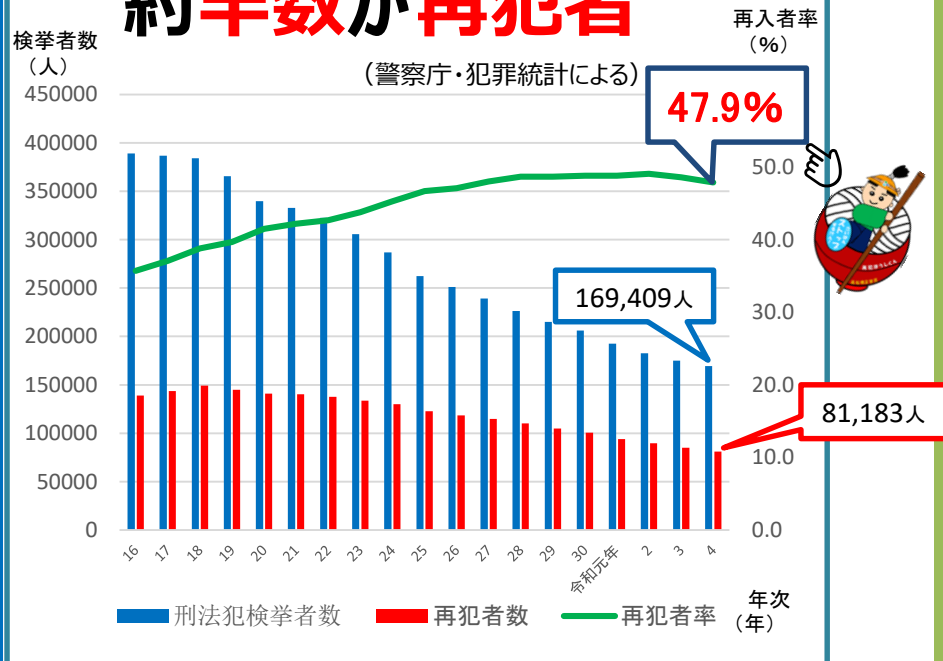
で令和3年まで**19年**連続して減少
(警察庁発表犯罪統計資料)



刑法犯検挙人員に占める再犯者率

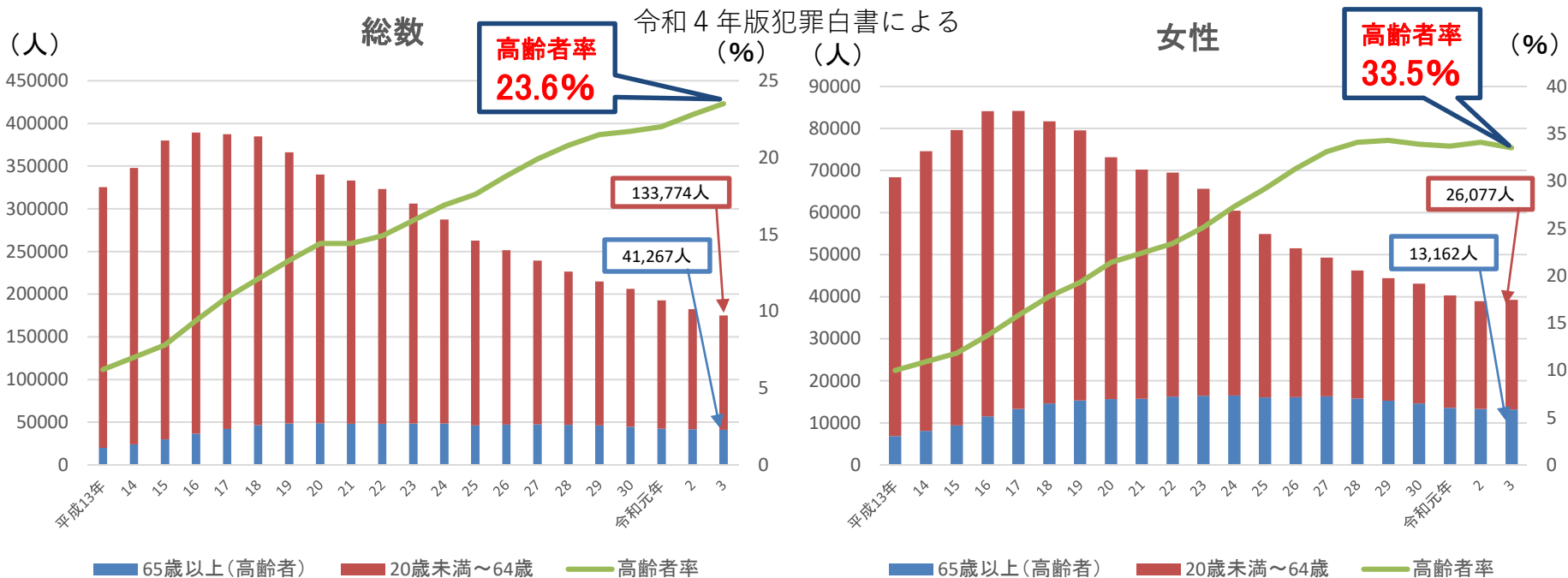
刑法犯検挙人員の
約半数が再犯者

(警察庁・犯罪統計による)



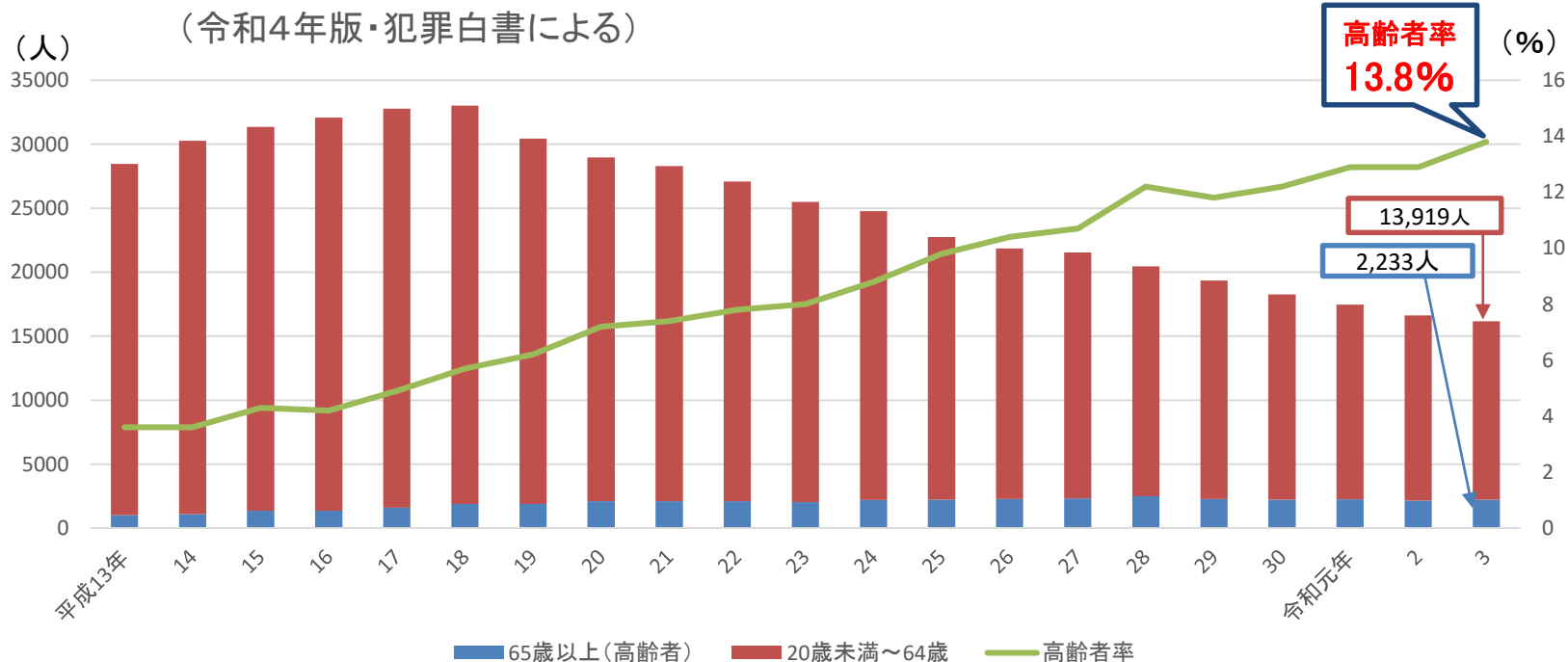
- ▶ 犯罪を減らすためには**再犯者**に対して特に対策が必要
 - ➡ 国・地方公共団体・民間団体等が**連携**して取り組む**体制**の整備

刑法犯の検挙人員（高齢者と高齢者以外）



- ▶ 検挙人員は減少傾向にあるが、**高齢者(65歳以上)**の検挙人員は高止まり
 - ➔ これにより、検挙人員に占める**高齢者の割合(高齢者率)**は上昇傾向
 - ➔ 高齢者率(総数):平成13年(6.2%) ➔ 令和3年(23.6%) 17.4pt上昇
 - ➔ 高齢者率(女性):平成13年(10.0%) ➔ 令和3年(33.5%) 23.5pt上昇

入所受刑者の人員（高齢者と高齢者以外）



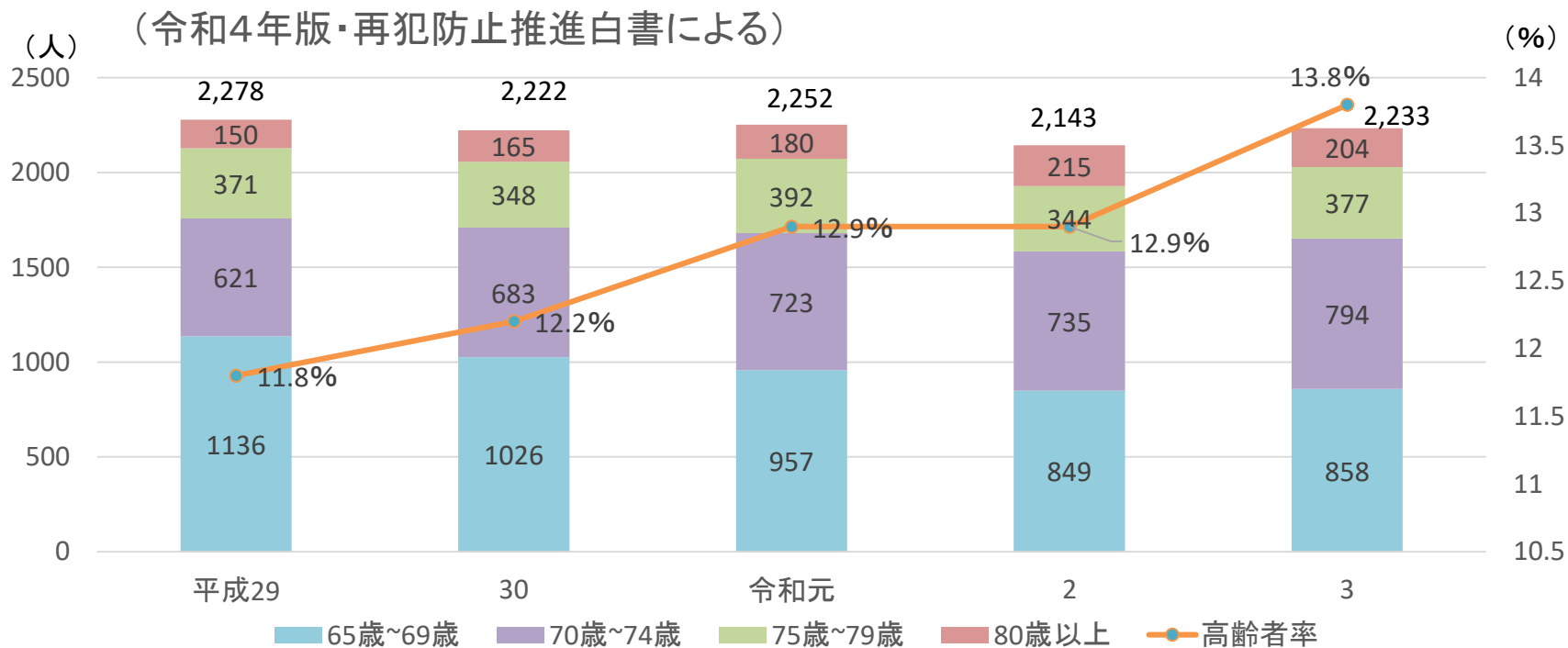
▶ **高齢入所受刑者の人員は増加傾向**

平成13年(1,026人) ➔ 令和3年(2,233人) 約2.2倍増

▶ **高齢者率は上昇傾向**

平成13年(3.6%) ➔ 令和3年(13.8%) 10.2pt上昇

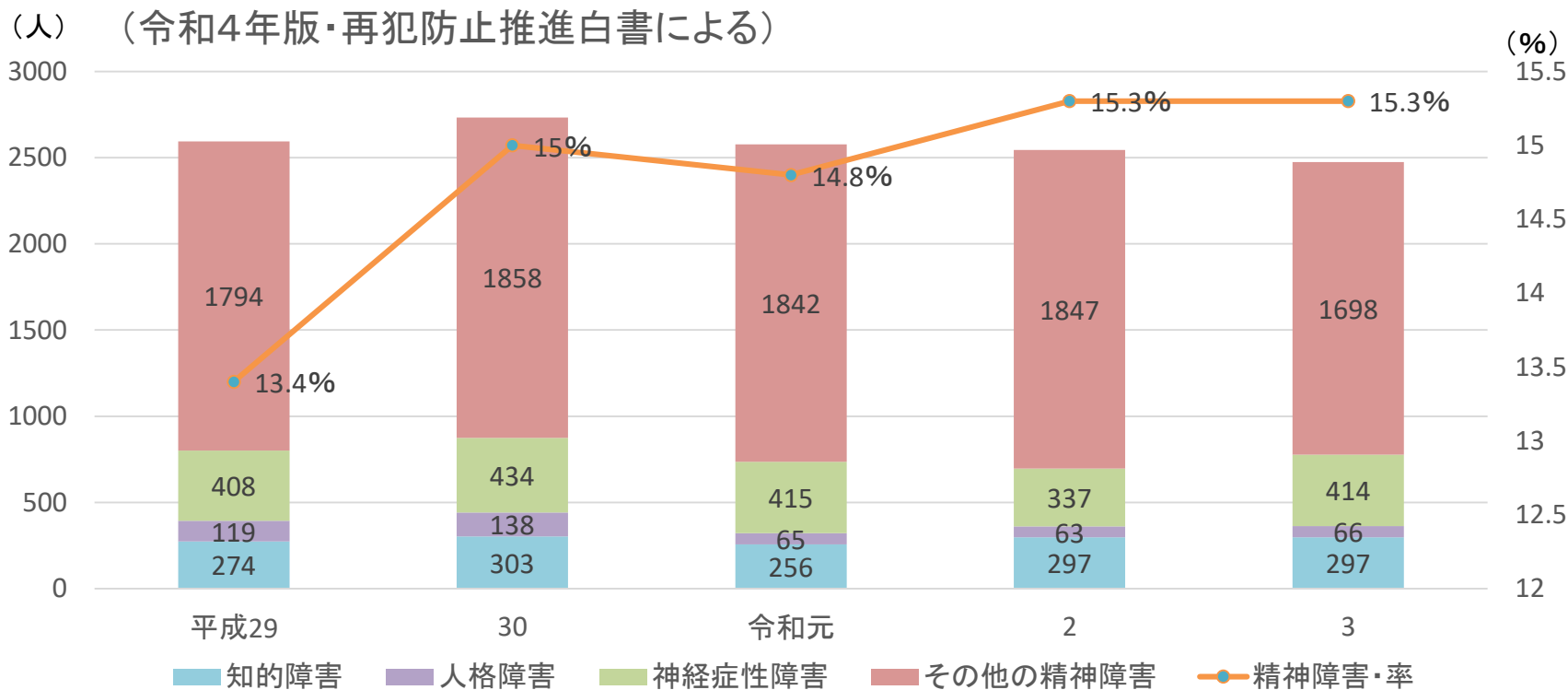
新受刑者（65歳以上の者）の人員と割合



▶ 高齢入所受刑者の人員は・・・

- ➡ 平成29年以降は、2,100人～2,200人台で推移
- ➡ **70歳以上**の入所受刑者人員は、**増加が顕著**になっている。

新受刑者（精神障害を有する者）の人員と割合

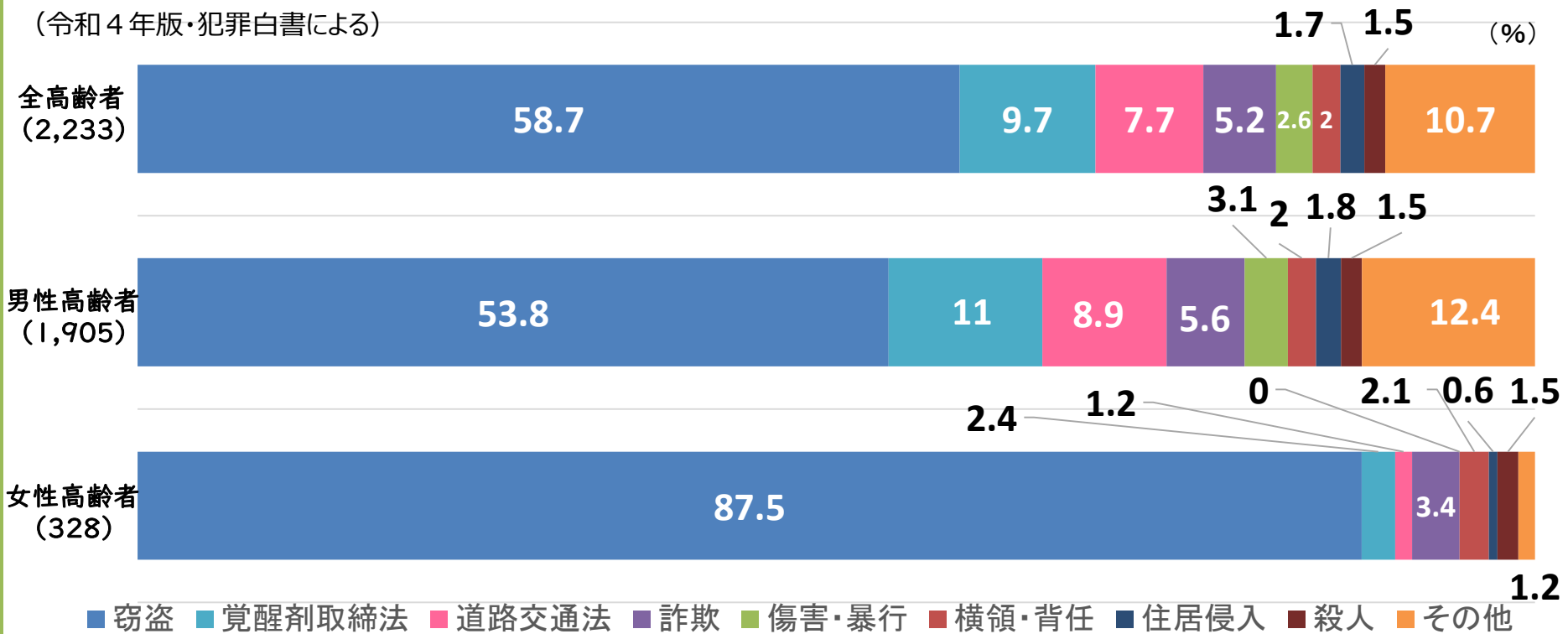


▶ 知的障害を有する受刑者は…

- ➡ 再入者全体と比べて、再犯に至るまでの期間が比較的短い
- ➡ 刑事施設への入所度数は高い傾向にある(法務総合研究所研究部報告52)

高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

（令和4年版・犯罪白書による）

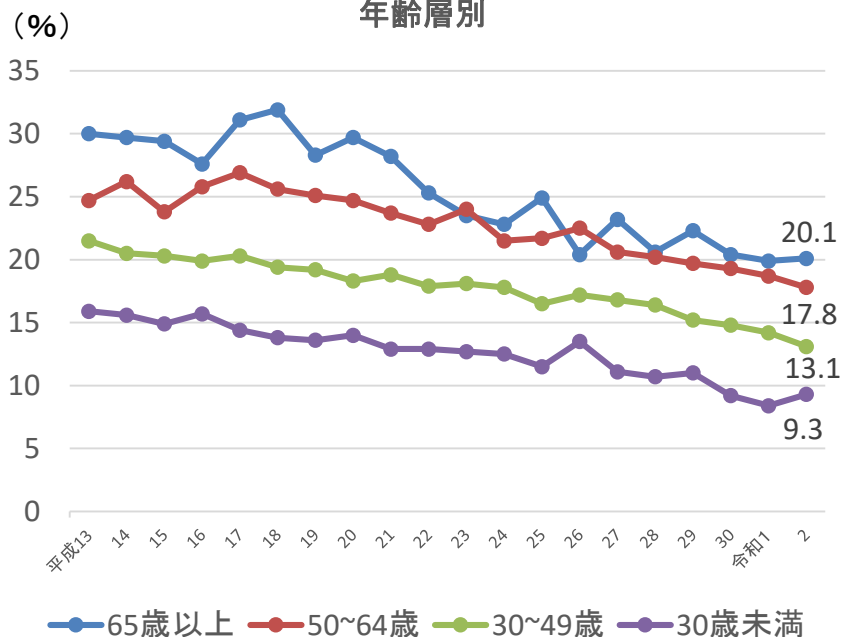


- ▶ 男女とも、**高齢者**は**窃盗**の割合が高い
 - ➔ 特に、**女性高齢者**は約**9割**が**窃盗**（そのうち8割が万引き）

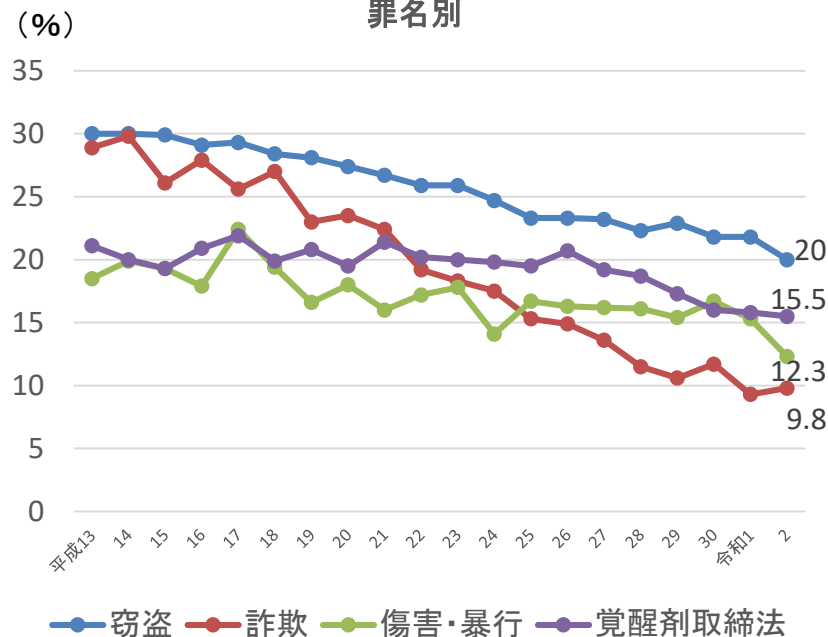
出所受刑者の2年以内再入率の推移

(令和4年版・犯罪白書による)

年齢層別



罪名別



▶ 過去20年間を見ると...

- ① 高齢者層の2年以内再入率がほぼ他の年齢層より高い
- ② 窃盗の2年以内再入率が一貫して他の罪名より高い

➡ 高齢者の犯罪傾向は、窃盗が最も高い・・・(スライド8枚目)

➡ 高齢者は出所後に何らかの理由で地域生活が安定していないことを示唆

高齢受刑者が
出所後に安定した
生活を送るため
には、地域・関係機関の
皆様による支援が
欠かせません。



高齢出所者の2年以内再入率（令和4年版・再犯防止推進白書による）

| 年次 (出所年) | 65歳以上 | | | | | |
|-------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 65歳以上 | | 65歳～74歳 | | 75歳以上 | |
| | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 |
| 平成28年 | 2,990 | 617(20.6%) | 2,359 | 492(20.9%) | 631 | 125(19.8%) |
| 29 | 2,910 | 650(22.3%) | 2,258 | 519(23.0%) | 652 | 131(20.1%) |
| 30 | 2,781 | 566(20.4%) | 2,092 | 433(20.7%) | 689 | 133(19.3%) |
| 令和元年 | 2,762 | 549(19.9%) | 2,009 | 418(20.8%) | 753 | 131(17.4%) |
| 2 | 2,692 | 557(20.7%) | 1,955 | 417(21.3%) | 737 | 140(19.0%) |

- ▶ 高齢者の2年以内再入率は・・・
- ➡ 過去5年間は、20%前後で推移している。
- ➡ 出所者全体と比べると一貫して高い

刑事施設で認知症と診断を受けた人数の推移

(令和4年版・再犯防止推進白書による)

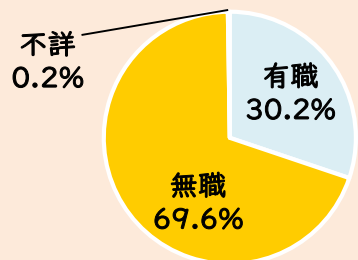
| 年次 | 新受刑者数 | | 認知症 スクリーニング 検査実施者 | 認知症の診断 | |
|-------|--------|-------|-------------------------|---------|--------|
| | 総数 | 60歳以上 | | 医師による診断 | 認知症診断者 |
| 平成30年 | 18,272 | 3,294 | 893 | 131 | 35 |
| 令和元年 | 17,464 | 3,296 | 908 | 206 | 50 |
| 2 | 16,620 | 3,160 | 930 | 195 | 54 |
| 3 | 16,152 | 3,284 | 973 | 183 | 55 |

- ▶ 入所時年齢60歳以上・言動や生活状況から認知症が疑われる者
 - ➡ 認知症スクリーニング検査を実施(一部の刑事施設)
- ▶ スクリーニング結果(サスペクトの場合)
 - ➡ 医師による診察
 - ➡ 健康運動士等を招聘
 - 高年齢受刑者の生活習慣病を予防・健康水準を保持・増進するための指導
- ▶ 刑務官向けの認知症サポーター養成研修を実施

再犯防止の課題～「生きづらさ」という問題

仕事がない

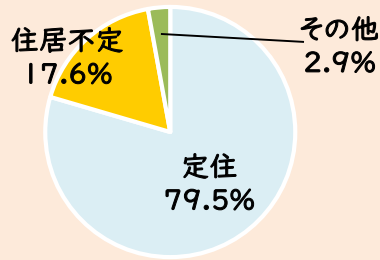
約7割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就労状況

住居がない

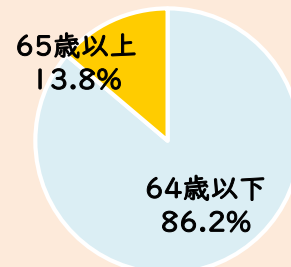
約2割が犯罪時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況

高齢者である

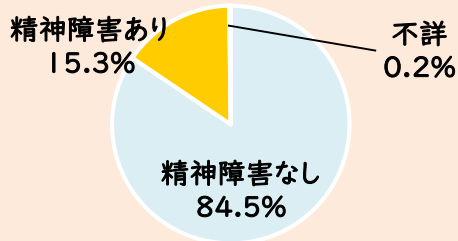
1割以上が高齢者



新受刑者の年齢

精神障害がある

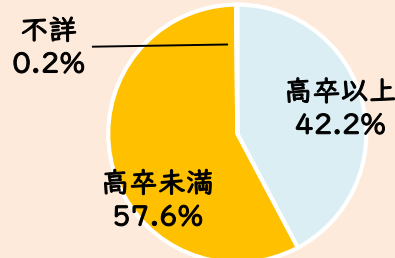
1割以上が精神障害あり



新受刑者の精神診断

高卒未満である

約6割が高卒未満



新受刑者の教育程度



(出典: 令和3年矯正統計年報)

地域に戻っても・・・



関係機関の連携不足、
前科があること等により、
地域において孤立⇒再犯

刑事司法だけでは対応が難しい課題

⇒ 地域社会での継続的な支援が必要（地域包括ケアの視点）

【刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



就労の確保



住居の確保



保健医療・福祉
サービスの提供



修学の支援

再犯防止に向けた国の取組

- ▶ 平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- ▶ 平成29年12月「第一次再犯防止推進計画」閣議決定(H30年度～R4年度)
- ◎ 令和5年3月「**第二次再犯防止推進計画**」閣議決定(H5年度～R9年度)

第二次再犯防止推進計画とは…

R5年度～R9年度の
5年間の計画を定めたもの。

7つの重点課題の下に
96の具体的な施策を定め、
その実施により
「世界一安全な日本」を目指す。

① **就労・住居の確保等**

② **保健医療・福祉**サービスの利用の促進等

③ 学校等と連携した **修学支援**の実施等

④ 犯罪をした者等の **特性に応じた**効果的な **指導**の実施等

⑤ **民間協力者**の活動の促進等

⑥ **地域**による **包摂**の推進

⑦ 再犯防止に向けた **基盤**の整備

7つの
重点課題です



- ➡ 第一次推進計画の基本方針を踏襲し、第二次推進計画で発展・加速させる。
- ➡ 国・都道府県・市区町村の**役割分担**を**明確化**
- ★ **就労・住居の確保**について、**筆頭課題(最重要政策)**として位置付けられています。
- ★ **高齢者・障害のある者等への支援**
福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化・多機関連携の強化etc

再犯防止に向けた取組（一例）



農福連携（ノウフク）×再犯防止

農福連携は、**障害**や**生きづらさ**を持つ人たちが働く場を**農業**分野で作ろうとする取組です。農林水産省、厚生労働省を中心に国として推進しています。

農福連携等推進ビジョン（令和元年6月4日 農福連携等推進会議）において、**犯罪**や**非行**をした者の**立ち直り**に向け、**農福連携**が広がっています。

➔ **刑務所出所者等の就労先の確保に！**



居住支援（新たな住宅セーフティネット制度など）×再犯防止

居住支援は、**住宅確保要配慮者**とされる方々の住居の確保のため、民営アパートや居住支援法人を活用し、対象者及び大家等に対する支援を行う取組です。

★**住宅確保要配慮者**の中には、**「矯正施設退所者」**も含まれています。

➔ **刑務所出所者等の居住先の確保に！**

国土交通省令の改正により含まれることに！



再犯防止に向けた取組の実践（関係機関の皆様との連携）



農福連携セミナー（中国四国農政局と共催）

- ➡ 本年9月15日（金）にオンライン開催
- ➡ 農福連携研究者・農福連携事業者・矯正職員等が取り組みなどを発表



刑務所出所者等の農福連携による支援について考える初めてのセミナー
農業業者を始め、関係機関・団体の方の理解を求める機会に！



居住支援の充実強化

- ➡ 引き続き、関係機関等との連携を深めて
 - ・ 矯正と居住支援法人等の関係構築を図る
 - ・ 矯正施設職員の居住支援についての理解促進



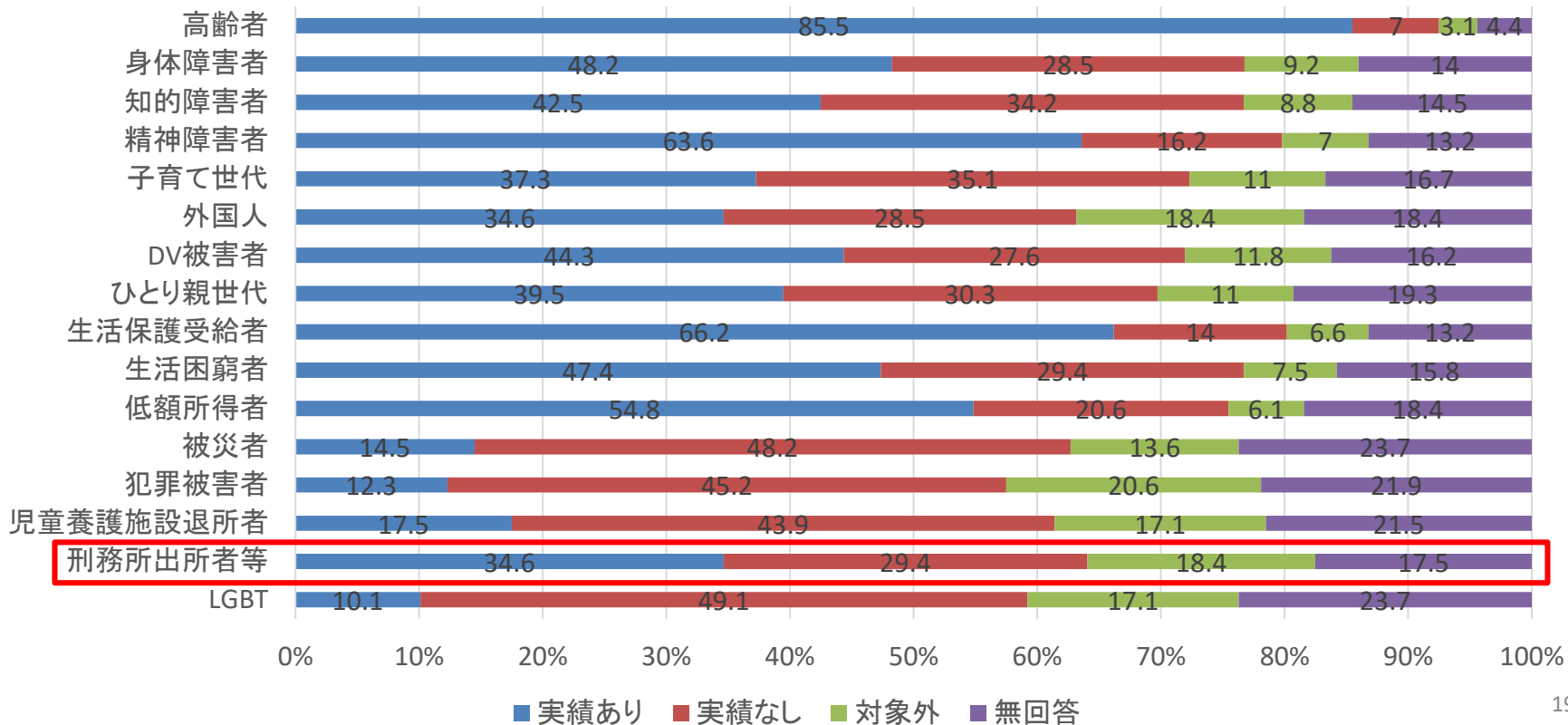
※（計画中）居住支援協議会等との意見交換会（本年度から）

- ➡ 施設を会場に受刑者の実情を居住支援法人等の関係機関に知っていただく
- ➡ 居住支援について矯正施設職員も理解を深める

【参考】国土交通省アンケート結果から（居住支援法人の対象実績）

▶ 令和3年度居住支援法人フェースシート調査

→ 刑務所出所者等は実績が少なく、約2割程度の居住支援法人では支援対象外に・・・



【参考】法務少年支援センター（少年鑑別所に併設）支援内容



地域の非行・犯罪の防止，青少年の健全育成のために
～法務少年支援センターではこのような支援を行っています～

1 能力・性格の調査

関係機関・団体，御本人，御家族からの依頼を受けて，お困りのこと等に合わせて，心理検査や適性検査を行います。
また，依頼があれば，御本人や御家族の方にも，結果を分かりやすく説明します。



- 実施可能な心理検査等の例
 - 知能検査等
 - 性格検査・職業適性検査等
- 教育相談機関からの紹介により，知能検査等を実施した例
御家族の方とお子さんとそれぞれ面接を行い，知能検査・発達検査等を実施しました。また，知能検査等の結果を，御家族の方に，お子さんの得意なこと，苦手なことなどとともにお伝えした上で，日頃困っている点や気になる点をおうかがいしながら，お子さんへの接し方について，アドバイスを行いました。

2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等のお困りのことについて，面接や心理検査などを行った上で，どうして問題行動が生じているのか，どのように指導・支援に当たればよいかなどについて提案します。

- いじめ等の問題行動のある中学生の指導方法を，学校教諭に助言した例
生徒，保護者，学校教諭のそれぞれと面接を行い，生徒の心情や背景にある問題を把握するとともに，保護者と学校教諭に対して，生徒への接し方や指導方法について提案をしました。

3 御本人や御家族に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼を受けて，御本人や御家族の方との心理相談を行います。



本人との面接（イメージ）

- 学校と連携して，心理相談を継続した例
同級生への暴力などのあった生徒について，学校教諭からの紹介を受け，御本人と御家族の方のそれぞれと面接を行いました。
御本人とは，専用のワークブックを用いて，他者との関わり方や，相手の気持ちに配慮することの大切さについて話し合ったり，暴力を振るわないための方法について，一緒に考えたりしました。
御家族とは，家族関係の問題を中心にカウンセリングを行いました。

4 事例検討会（ケース会議）等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて，問題行動等のある方の支援に関する事例検討会（ケース会議）などに参加し，見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。

- 福祉機関が主催するケース会議に定期的に参加し，助言等を行った例
福祉施設において，職員の手配や決まりを守らない方の支援の在り方について，ケース会議が行われた際に，施設職員に対し，その方の行動の特徴や問題行動の原因等として考えられることをお伝えし，支援に当たり望まれる配慮などを提案しました。

5 研修・講演

地方公共団体，学校，福祉，更生保護等の関係機関・団体の皆さまが，主宰する研修会，講演会などで，非行・犯罪，子育ての問題，思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。

- 過去の研修テーマ例
最近の非行少年の特徴，思春期の子供の理解と望ましい接し方，少年非行と地域の力，地域と進める再犯・再非行防止



6 法教育授業等



小学校における法教育の様子

法務省では，法教育に関する様々な取組を推進しています。

児童・生徒等を対象として，非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて，法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか，教員の方への研修もお受けしています。

※ 法教育とは，法律の専門家ではない一般の方々，法や司法制度等を理解し，法的なものの考え方を身につけるための教育をいいます。

他機関・専門職種等との連携の下で

法務少年支援センターでは，未成年に限らず，成人の方の御相談等にも応じています。例えば，罪に問われた際が近い者・運転者の方などに対して，地方公共団体，地域生活定着支援センター，福祉機関等と，多機関連携の下で支援等を行うこともあります。

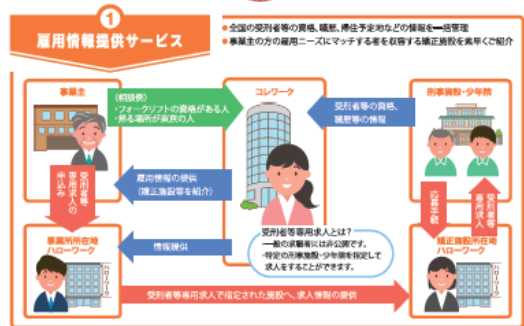
また，協力雇用主の方などに，従業員の方への接し方やお困りのことなどにアドバイスをしたり，日常の効果的なサポートの方法などを提案したりしてします。また，従業員の方から，仕事に関して，集中力が続かない，周りとうまくやりたい等の悩みについて，お話しをうかがい，助言をしたり，御自分の性格等を理解したいという御希望に応じて，心理検査等を行ったりすることもあります。

【参考】矯正就労支援情報センター（コレワーク）

コレワーク

コレワークは、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方に採用手続のためのお手伝いをさせていただきます！

コレワークの3つのサービス



無職者と有職者では再犯率が大きく異なるよ。法務省調査によると無職者は再犯率が有職者と比べると3倍というデータもあるよ！

再犯防止には仕事も大切だね！

コレワーク 四国 令和2年7月発足しました

コレワークとは

罪を犯して刑務所や少年院に入っている人と、事業主の皆様とをつなぐお手伝いをする法務省の機関です。コレワーク四国は、主に四国4県を中心に活動を行い、出所者や出院者の雇用を検討してくださる事業主の皆様の、御相談や情報提供に対応させていただきます。

コレワークでできること

建設関係の資格を持っていて、〇〇市に帰ってくる人を雇いたいなあ。

コレワーク

刑務所・少年院

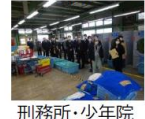
〇さん 〇さん

受刑者等の情報を一括管理
↓
雇用ニーズにマッチする者を収容する施設をご紹介します

〇〇刑務所に求人を出してはいいか？

事業主の皆様安心してご利用いただくため、

- ・雇用に関する支援制度や手続き等をわかりやすく説明する「雇用支援セミナー」
- ・雇用するに当たり、様々な不安に思われることにお答えする「個別相談会」
- ・実際に罪を犯した人がどんな生活をしているのか、「塙の中」を見てもらう「刑務所・少年院スタディツアー」など、開催しております。



おわりに

◎犯罪の繰り返しを防ぐためには、
地域社会における「**息の長い**」支援が不可欠です。



◎**刑務所出所者等**の中にも**支援対象者**がいることを**知って**いただき、
関係機関・民間団体の皆様と**連携**して、当管区・管内矯正施設は
再犯防止に取り組んでいきたいと考えております。

矯正

×

再犯防止施策

= 安全で安心な社会の実現!



再犯
防止

犯罪に 戻らない 戻さない 立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind